

と き わ 公 園  
高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル

宇 部 市  
平成30 年4月

## 目次

第1章	総則	・・・1
I	目的	
II	基本方針	
第2章	通常時の対応	・・・1
I	監視	
II	飼養衛生管理	
III	観覧者及び車両等への対応	
第3章	国内発生時の対応	・・・2
I	飼養鳥の取扱い	
II	観覧者及び車両等への対応	
第4章	飼養している鳥類における発生時の対応	・・・2
I	簡易検査及び陽性の場合の体制	
II	感染鳥の取扱い	
III	感染疑いの鳥及び感染鳥と同所で飼養していた鳥の取扱い	
IV	園内の他の飼養鳥の取扱い	
V	死体や汚染物品の処分及び公衆衛生	
VI	観覧者及び車両等への対応	
VII	再発防止等のための情報の収集	
第5章	ときわ公園内の野鳥における発生時の対応	・・・4
第6章	その他	・・・4
I	普及啓発	
II	傷病鳥類の受入れ	
III	保護飼養中の野生傷病鳥類の飼養方針	
IV	その他	
(資料)	高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）への対応レベルと その対策概要	・・・5
	情報伝達フロー	・・・6
	飼養している鳥類における発生時の対応フロー	・・・7
	別図1	・・・8
	別図2	・・・9

## 第1章 総則

### I 目的

このマニュアルは、動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（平成29年11月 環境省自然環境局）及び宇部市危機管理指針（平成29年9月）に基づき、ときわ公園で飼養している鳥類（以下「飼養鳥」という。）の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染を防止するとともに、発生時の対応を定め、もって、観覧者の感染防止及び家きん等への感染拡大を防止することを目的とする。

### II 基本方針

- 1 迅速な対応と連携
- 2 飼養鳥の感染防止
- 3 観覧者、担当者の感染の防止
- 4 家きん等への感染拡大防止
- 5 市民等への情報提供

## 第2章 通常時の対応

### I 監視

飼養鳥の健康状態に注意し、異常死又は大量死の早期発見に努め、高病原性鳥インフルエンザの発生を監視するとともに、飼養に関する記録（飼養鳥の数、餌の種類、給餌回数、飼養担当者等）を整備する。

なお、常盤湖においては、飼養鳥への給餌時に、野鳥の状況にも注視する。

### II 飼養衛生管理

飼育員は飼養施設ごとに作業靴の履き替え及び出入りの際の消毒を行う。高病原性鳥インフルエンザの感染リスクの高い季節は、放し飼い展示は原則中止し、飼養鳥を防鳥ネットや網等の施設内で飼養することとし、野鳥又は野生動物との接触を防ぐ。

### III 観覧者及び車両等への対応

高病原性鳥インフルエンザの感染リスクの高い季節は、動物園入退園口での観覧者の靴底の消毒、動物園敷地出入口での職員等の靴底の消毒、業務車両の通行制限、業務車両タイヤの消毒を行い、ウイルスの侵入を防止する。（別図1）

### 第3章 国内発生時の対応

国内において家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。）若しくは野鳥から高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、関係機関・部局と十分連携し、情報収集に努めるとともに、常盤湖における渡り鳥の状況に注視しながら、第2章の対応に加えて、以下の対応を行う。

#### I 飼養鳥の取扱い

飼養鳥の園内及び園外への移動は必要最小限とし、放し飼い展示は、原則中止する。また、ときわ公園の周辺（概ね半径10km以内）において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、飼養施設周囲に消石灰散布等の消毒を行う。

#### II 観覧者及び車両等への対応

動物園入退園口における観覧者の靴底の消毒を徹底し、飼養鳥と観覧者との間に十分な距離を確保する。（別図2）飼養鳥と観覧者のふれあい及び野鳥を誘引するおそれのある観覧者による餌やりは中止する。また、動物園敷地出入口での職員等の靴底の消毒、業務車両の通行制限、業務車両タイヤの消毒等を行い、ウイルスの侵入を防止する。（別図1）

### 第4章 飼養している鳥類における発生時の対応

ときわ公園で飼養している鳥類における高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる場合は、以下の対応を行う。（別添フロー）

#### I 簡易検査及び陽性の場合の体制

飼養鳥に高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる場合には、獣医師は、簡易検査（迅速診断キットによる検査）を行う。簡易検査の結果が陽性であった場合は、宇部市危機管理指針の危機レベルIVとし、宇部市高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置するとともに、山口県宇部健康福祉センター及び山口県中部家畜保健衛生所への連絡、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室（以下「環境省動物愛護管理室」という。）に情報を提供し、原則として環境省動物愛護管理室と同時に速やかに市民にその旨を公表する。

また、ウイルスの性状判定等のための確定検査の実施について環境省動物愛護管理室に相談し、獣医師は必要な検体を検査機関に送付する。

なお、簡易検査が陰性の場合は、当該鳥の症状の観察を注意深く続け、状況を山口県宇部健康福祉センターに報告する。国内の発生状況や臨床経過を踏まえ、普段の飼養管理状況と比して明らかな異常が認められる等のために高病原性鳥インフルエンザが強く疑われる場合には、山口県宇部健康福祉センターに

報告の上、更なる検査の実施を検討する。

## II 感染鳥の取扱い

ウイルス分離検査等により、高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染していることが確認された場合は、市民に公表するとともに、感染鳥については、動物愛護及び感染拡大防止の観点から、できる限り苦痛を与えない方法を用いて殺処分することを原則とする。

## III 感染疑いの鳥及び感染鳥と同所で飼養していた鳥の取扱い

感染疑いの鳥（簡易検査陽性の飼養鳥、簡易検査陰性だが更なる検査の対象となっている飼養鳥、遺伝子検査陽性で確定検査結果が出るまでの飼養鳥）については、確定検査の結果が明らかになるまでの間、診療施設内検査室に移動して、ウイルス伝播防止と飼養担当者等の感染防御に十分に注意しながら飼養する。その際には、密閉して移動するなど、感染拡大防止に十分配慮するとともに、移動した日時や経路等について記録を取っておく。

感染が確認された飼養鳥と同所で飼養していた鳥については、周辺の野鳥との接触等による感染拡大防止のため、原則として移動させず、檻や網等で隔離して飼養し、経過観察を行う。経過観察中に異常があった場合には、Iの措置を行う。飼養施設については、消毒等の防疫措置を講じるとともに、担当者等によるウイルス拡散防止措置を徹底する。

## IV 園内の他の飼養鳥の取扱い

ときわ公園内の他の施設で飼養されている鳥については、感染の有無を注意深く観察し、異常があった場合は、Iの措置を行う。また、飼養施設については、消石灰散布等の消毒を行う。

## V 死体や汚染物品の処分及び公衆衛生

感染が確認された死体や汚染物品については、厚手のビニール袋を二重にした中に入れ、袋の開口部を縛り、その袋の表面を70%アルコールで消毒した上で、更にビニール袋で覆い、その袋の開口部を縛るなど密閉した後、感染拡大の防止に配慮した上で、感染性廃棄物処理の許可を受けている処理業者に収集運搬及び処分を委託し適切に処分する。処分までの間は、感染性廃棄物と同様に他の廃棄物と明確に区別して適切に保管する。

また、従事する者は、防護服、ビニール手袋等を着用の上、消毒を徹底し、感染の拡大を防止するとともに、公衆衛生の観点から、自らの感染防止及び健康管理に努める。

## VI 観覧者及び車両等への対応

観覧者等の感染及び観覧者等によるウイルスの持ち出しや持ち込みによる拡散を防止するため、簡易検査で陽性が確認された時点で、第3章IIの対応（別

図1)を行うとともに、感染鳥が確認された施設周辺については消毒等の必要な防疫措置が完了するまでは観覧者等を近づけないような対策を行う。(別図2)

## Ⅶ 再発防止等のための情報の収集

感染鳥が確認された飼養環境を観察し、感染経路の特定に努める。

### 第5章 ときわ公園内の野鳥における発生時の対応

ときわ公園内の野鳥から高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、宇部市危機管理指針の危機レベルⅢとして宇部市高病原性鳥インフルエンザ防疫対策連絡室を設置し、市民へ公表するとともに、観覧者の感染及び観覧者による拡散を防止するため、第3章及び第4章Ⅵの対応を行う。

### 第6章 その他

#### Ⅰ 普及啓発

観覧者等に対して、高病原性鳥インフルエンザその他動物が感染・伝播し得る感染症についての正しい知識や対策の普及に努める。

#### Ⅱ 傷病野鳥の受入れ

傷病野鳥を受け入れる際には、必要に応じ、簡易検査の実施を検討する。

飼養鳥の高病原性鳥インフルエンザの感染リスクを軽減するため、11月1日から4月30日までの間、及び国内発生時は、傷病野鳥の受入れを原則中止する。なお、希少種などでやむを得ず受け入れる場合は、事前に隔離場所を確保するとともに簡易検査等を行い、園内へのウイルス持込防止及び飼養担当者の感染防御を徹底する。

#### Ⅲ 保護飼養中の傷病野鳥の飼養方針

継続して飼養している傷病野鳥については、育雛舎内で飼養する。高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる場合の対応は、第4章に準じる。

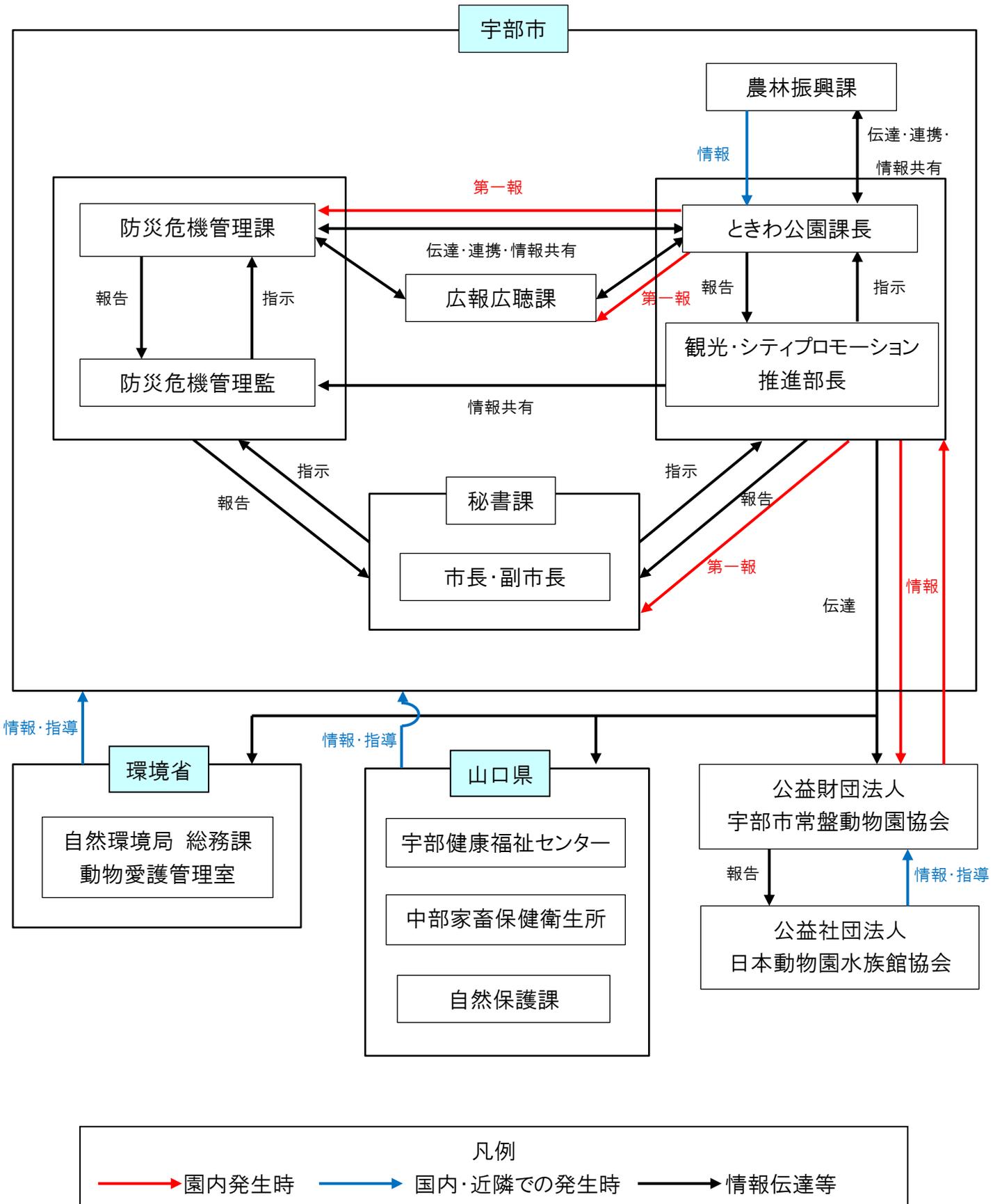
#### Ⅳ その他

記録簿、検体送付の手順等、このマニュアルの運用に必要な事項は、別に定める。

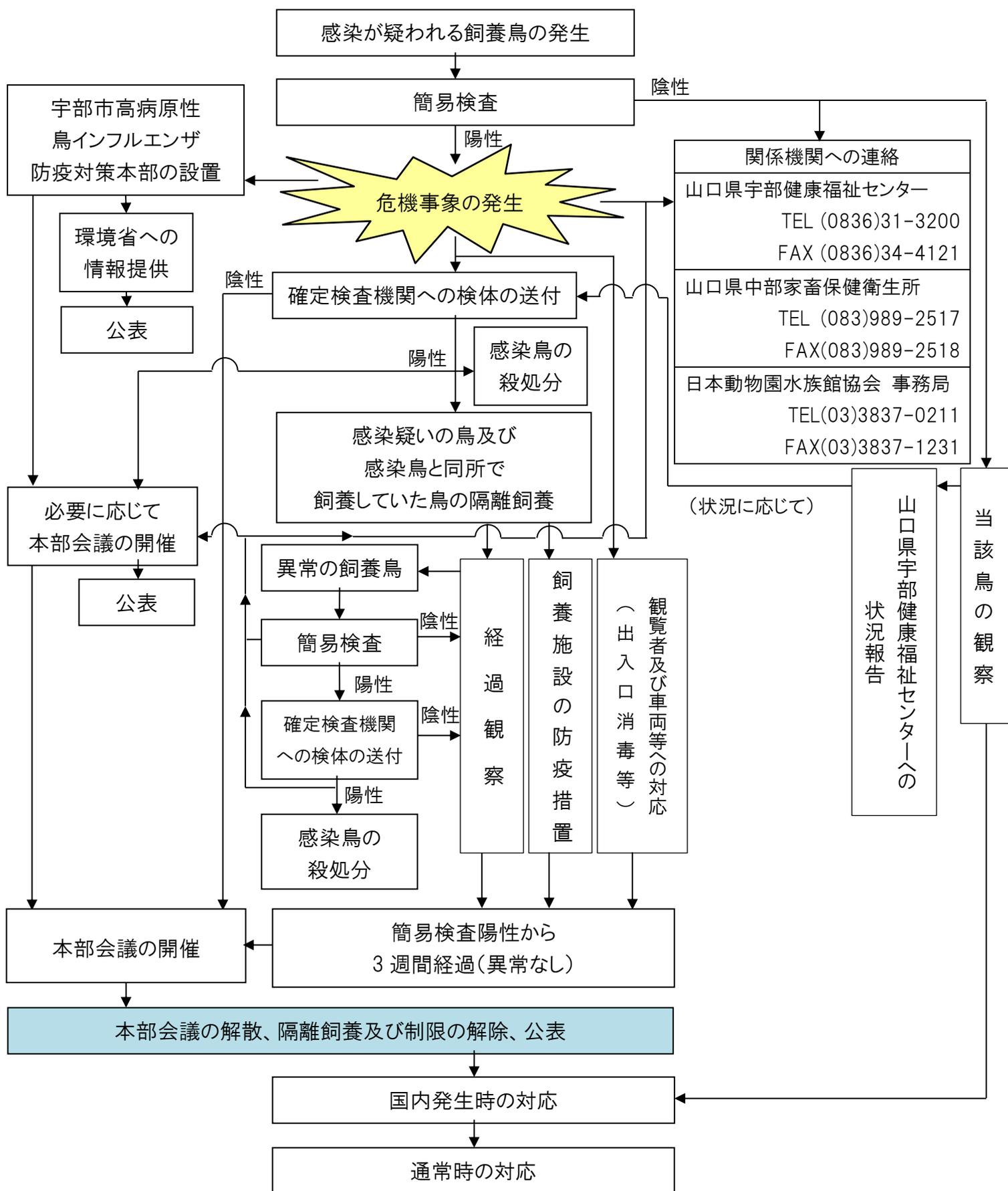
高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）への対応レベルとその対策概要

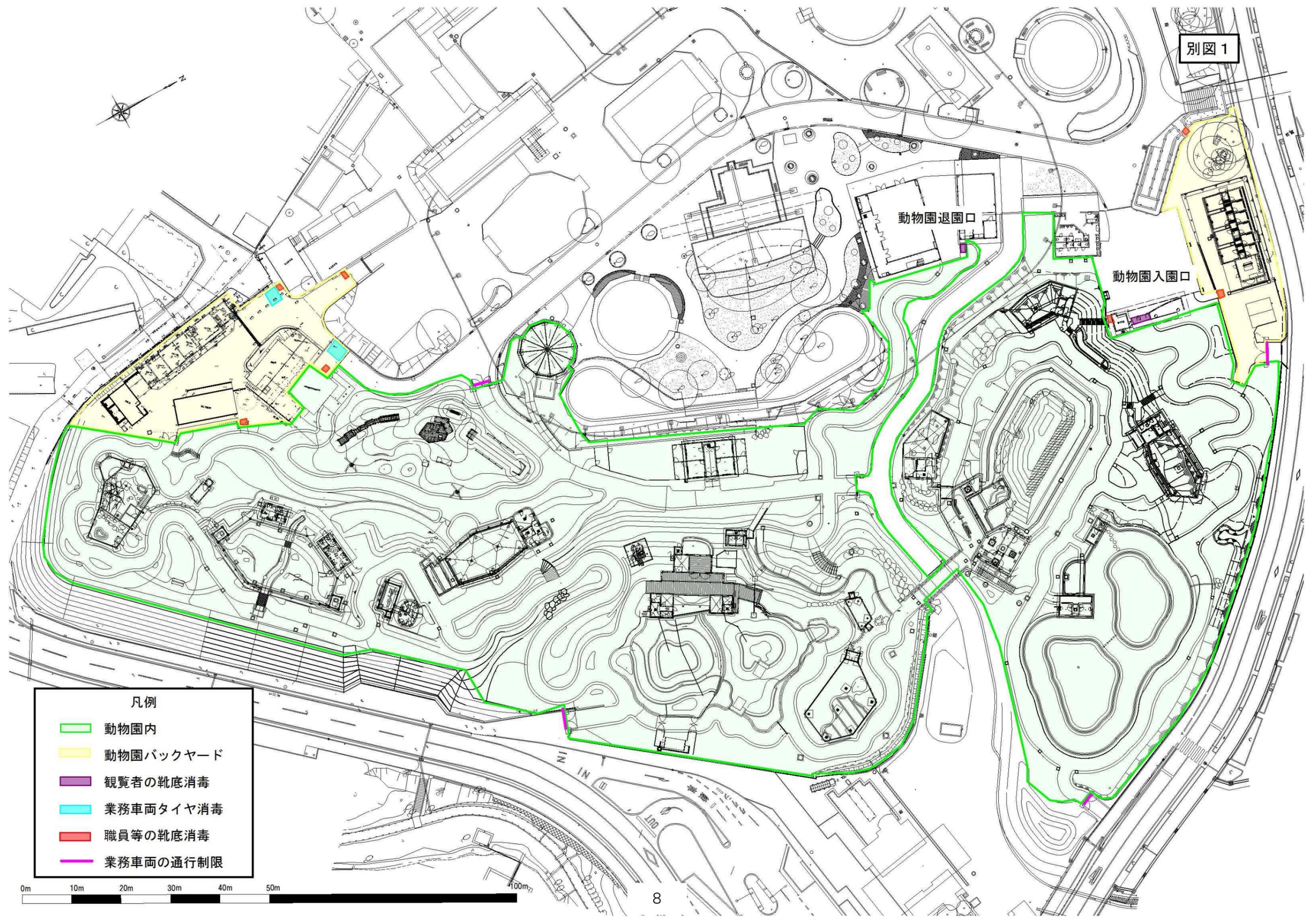
発生状況		発生なし・海外発生	HPAI 感染リスクの高い季節	国内発生（10km 以遠）	ときわ公園周辺 半径 10km 以内で発生	ときわ公園内 野鳥で発生	飼養鳥で発生	
環境省対応レベル		1,2,3	1,2,3	2,3	2,3	2,3	2,3	
日動水マニュアル対応レベル		0,1,2	0,1,2,3,4,5	3	4	5	5	
営業		通常営業				部分的な立ち入り制限		
観覧者	靴底消毒	実施なし	動物園入退園口で実施					
	通行制限	実施なし		飼養鳥との間に十分な距離を確保		部分的な立ち入り制限		
	車両タイヤ消毒	実施なし				発生場所によっては実施検討		
業務車両	通行制限	実施なし	車両出入口一部制限					
	車両タイヤ消毒	実施なし	動物園敷地出入口で消毒実施					
体制	危機レベル・対策本部等	対応なし				危機レベルⅢ 防疫対策連絡室設置	危機レベルⅣ 対策本部設置	
	情報収集	通常の情報収集		関係機関・部局と連携、情報収集強化				
動物管理	飼養鳥の監視	通常の監視	監視強化					
	飼養鳥の展示	通常の展示	放し飼い展示を原則中止					
	動物衛生管理（鳥類以外）	飼養施設ごとに作業靴消毒	飼養施設ごとに作業靴消毒、動物園出入口（飼育員通路）で靴底消毒					
	飼養鳥衛生管理	鳥類飼養施設ごとに作業靴履き替え・消毒					発生施設で個別対応	
	動物移動	通常に対応		飼養鳥の園内外への移動原則禁止				
	飼養鳥のふれあい・えさやり	実施可		中止				
	施設周囲の消毒	実施なし			鳥類飼養施設周囲に消石灰散布	発生施設で個別対応		
傷病野鳥受け入れ		通常通り受け入れ	受け入れを原則中止					
野鳥の監視		通常の監視		監視強化				
検査	簡易検査	飼養鳥及び傷病野鳥に高病原性鳥インフルエンザウイルス感染が疑われる場合に実施						
	病性鑑定依頼	簡易検査陽性の場合、状況に応じて依頼						

情報伝達フロー



飼養している鳥類における発生時の対応フロー





- 凡例
- 動物園内
  - 動物園バックヤード
  - 観覧者の靴底消毒
  - 業務車両タイヤ消毒
  - 職員等の靴底消毒
  - 業務車両の通行制限



